

Internet Week 2009

F4:インターネットをとりまく政策と規制の最新動向

2) フィルタリング提供義務とブロッキング

1. フィルタリング提供義務の現状

2009年11月25日

社団法人日本インターネットプロバイダー協会
行政法律部会長 木村 孝

現在ある法律でフィルタリング（提供義務）を定めるのは2つ

- 出会い系サイト規制法（警察庁）
- 青少年インターネット環境整備法
（別名 青少年ネット規制法）（内閣府、総務省、経済産業省）

しかし、法律以外に条例（都道府県など）が別途、努力義務を規定する例は多数。

東京都など、、、いくつかるか分からない。

ただし、努力義務がほとんどなので実質的には事業者に影響はない？

1. 出会い系サイト規制法

- プロバイダ等(出会い系サイトに必要な電気通信役務を提供する事業者)及び保護者に関する事項
 - － プロバイダ等の方は、フィルタリングサービスの提供等に努めなければならないこととされています(第3条第2項及び第3項)。
 - － 児童の保護者の方は、フィルタリングサービスの利用等に努めなければならないこととされています(第4条)。

警察庁:あぶない! 出会い系サイト
<http://www.npa.go.jp/cyber/deai/> より

1. 出会い系サイト規制法(2)

正式名称は「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」(平成十五年六月十三日法律第八十三号)

第三条(インターネット異性紹介事業者等の責務)

第2項

インターネット異性紹介事業に必要な電気通信役務(電気通信事業法第二条第三号に規定する電気通信役務をいう。)を提供する事業者(次項において「役務提供事業者」という。)は、児童の使用に係る通信端末機器による電気通信についてインターネット異性紹介事業を利用するための電気通信の自動利用制限(電気通信を自動的に選別して制限することをいう。以下この項及び次条において同じ。)を行う役務又は当該電気通信の自動利用制限を行う機能を有するソフトウェアを提供することその他の措置により児童によるインターネット異性紹介事業の利用の防止に資するよう努めなければならない。

第3項 前二項に定めるもののほか、インターネット異性紹介事業者及び役務提供事業者は、児童の健全な育成に配慮するよう努めなければならない。

1. 出会い系サイト規制法(3)

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律等の解釈基準

2 第2項関係

(1)「インターネット異性紹介事業に必要な電気通信役務(電気通信事業法第2条第3号に規定する電気通信役務をいう。)を提供する事業者」とは、インターネット異性紹介事業そのものの成立に不可欠な電気通信役務を提供する事業者のことであり、具体的には、

- インターネット・サービス・プロバイダ
- インターネット・サービス・プロバイダとしての携帯電話会社
- レンタルサーバ業者

といった事業者が挙げられる。

(2)「児童の使用に係る」とは、児童が現に使用するものを指す。

(3)「通信端末機器」とは、インターネットにアクセスすることができる機能を有する携帯電話、パソコン等を想定している。当該機能を有していれば、ゲーム機等であっても「通信端末機器」に該当する。

1. 出会い系サイト規制法(4)

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律等の解釈基準(続)

(4)「電気通信の自動利用制限(電気通信を自動的に選別して制限することをいう。)を行う役務」とは、インターネット・サービス・プロバイダが自らのサーバ等でフィルタリングを行うサービス等をいう。

(5)「当該電気通信制限の自動利用制限を行う機能を有するソフトウェア」とは、利用者のパソコン等にインストールしてフィルタリングを行うソフトウェアをいう。

(6)「その他の措置」とは、フィルタリング・サービス又はフィルタリング・ソフトウェアの提供のほか、児童によるインターネット異性紹介事業の利用の防止に資する措置を意味する。例えば、

- インターネット・サービス・プロバイダが、契約者に対してフィルタリングの利用を推奨すること。

- インターネット・サービス・プロバイダやレンタルサーバ業者が、契約しているインターネット異性紹介事業者(以下「事業者」という。)が本法を遵守せず、児童による利用及び児童被害が多発している場合には、当該事業者との契約を解除すること。等が想定される。

1. 出会い系サイト規制法(4)

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律等の解釈基準(続々)

3 第3項関係

「児童の健全な育成に配慮する」とは、およそ児童の健全な育成に資する取組みが広く含まれるが、例えば、事業者がその行うインターネット異性紹介事業に関し、児童の性の商品化を煽るような宣伝文句を使用しないことや、インターネット・サービス・プロバイダやレンタルサーバ管理者が、事業者と役務提供の契約をするに当たって、

○ 事業者が法第6条に規定する禁止誘引行為に該当する書き込みを放置しないことなど、児童の健全な育成に障害を及ぼす行為の防止に努めることを契約内容に盛り込むこと。

○ 児童の健全な育成に障害を及ぼす行為の防止に努めない事業者とは契約を解除することができるよう約款を整備すること。

等が想定される。

2. 青少年インターネット環境整備法(ネット規制法)

(携帯電話インターネット接続役務提供事業者の青少年有害情報フィルタリングサービスの提供義務)

第十七条 携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、携帯電話インターネット接続役務を提供する契約の相手方又は携帯電話端末若しくはPHS端末の利用者が青少年である場合には、青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を条件として、携帯電話インターネット接続役務を提供しなければならない。ただし、その青少年の保護者が、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出をした場合は、この限りでない。

2 携帯電話端末又はPHS端末をその保護する青少年に使用させるために携帯電話インターネット接続役務の提供を受ける契約を締結しようとする保護者は、当該契約の締結に当たり、携帯電話インターネット接続役務提供事業者に対しその旨を申し出なければならない。

2. 青少年インターネット環境整備法(ネット規制法)

(インターネット接続役務提供事業者の義務)

第十八条 インターネット接続役務提供事業者は、インターネット接続役務の提供を受ける者から求められたときは、青少年有害情報フィルタリングソフトウェア又は青少年有害情報フィルタリングサービスを提供しなければならない。ただし、青少年による青少年有害情報の閲覧に及ぼす影響が軽微な場合として政令で定める場合は、この限りでない。

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律施行令
(青少年による青少年有害情報の閲覧に及ぼす影響が軽微な場合)
第二条 法第十八条ただし書の政令で定める場合は、インターネット接続役務提供事業者がインターネット接続役務を提供する契約を締結している者の数が五万を超えない場合とする。

2. 青少年インターネット環境整備法(ネット規制法)

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律施行令

(携帯電話インターネット接続役務)

第一条 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(以下「法」という。)第二条第七項の政令で定めるものは、インターネットを利用して公衆の閲覧(視聴を含む。以下同じ。)に供されている情報を、専ら携帯電話端末又はPHS端末に組み込まれたブラウザ(インターネットを利用して公衆の閲覧に供されている情報をその利用者の選択に応じ閲覧するためのプログラム(電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。)をいう。第三条において同じ。)を用いることにより閲覧することを可能とするために提供される電気通信役務(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第三号に規定する電気通信役務をいう。)とする。ただし、法人その他の団体又は事業として若しくは事業のために契約の当事者となる場合における個人に対してのみ提供されるものを除く。

2. 青少年インターネット環境整備法(ネット規制法)

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する
法律 関係法令条文解説

内閣府 総務省 経済産業省 連名 内閣府のサイトに掲載
<http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/law/index.html>

ここでいう「提供」とは、インターネット接続役務提供事業者が青少年有害情報フィルタリングサービスや青少年有害情報フィルタリングソフトウェアを自ら提供・販売することに限られず、これらを提供・販売するサイトなどを紹介することも含む概念である。

インターネットに接続する機器やそのオペレーティングシステムなどの環境によっては、利用可能な青少年有害情報フィルタリングソフトウェア又は青少年有害情報フィルタリングサービスが存在していない場合も想定されるが、インターネット接続役務提供事業者は、一般的に利用可能な青少年有害情報フィルタリングソフトウェア又は青少年有害情報フィルタリングサービスを提供すれば、本条の義務を履行したものと解される。

3. 東京都青少年の健全な育成に関する条例

(インターネット利用に係る事業者の責務)

第18条の7 電気通信設備によるインターネット接続サービスの提供を行うことを業とする者(以下「インターネット事業者」という。)は、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある情報を取り除くためのフィルタリング(インターネットを利用して得られる情報について一定の条件により受信するかどうかを選択することができる仕組みをいう。)の機能を有するソフトウェア(以下「青少年に有益なソフトウェア」という。)を利用したサービスを開発するとともに、利用者に提供するように努めなければならない。

2 インターネット事業者は、利用者と契約を行う際には、青少年の利用の有無を確認し、利用者に青少年が含まれる場合には、青少年に有益なソフトウェアを利用したサービスを提供している旨を告知し、その利用を勧奨するものとし、及びこれを利用することが可能であることを標準的な契約内容とするように努めなければならない。

3 インターネット事業者のために利用者と契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理(以下「媒介等」という。)を業として行う者は、利用者と契約の締結の媒介等を行う際には、青少年の利用の有無を確認し、利用者に青少年が含まれる場合には、青少年に有益なソフトウェアを利用したサービスが存在する旨を告知し、その利用を勧奨するように努めなければならない。

4 第16条第1項第4号に掲げる施設を経営する者は、青少年が当該施設に備え付けられた機器によりインターネットを利用する場合には、青少年がインターネットを適正に利用できるように、青少年に有益なソフトウェアを利用した機器の提供に努めなければならない。

(参考) 法令の関係

